

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(20頁)

官報(号外)

官報

号外 昭和三十年六月二十五日

○第二十二回衆議院會議録第三十三号

昭和三十年六月二十五日(土曜日)

議事日程 第三十二号

昭和三十年六月二十五日

午後一時開議

第一 昭和三十年四月及び五月の
凍霜害、水害等の被害農家に対
する資金の融通に関する特別措
置法案(内閣提出)

●本日の会議に付した案件

中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
回付)

恩給法の一部を改正する法律の一
部を改正する法律案の趣旨説明
及びこれに対する質疑

日程第一 昭和三十年四月及び五
月の凍霜害、水害等の被害農家
に対する資金の融通に関する特
別措置法案(内閣提出)

経済審議庁設置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

建設省設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出、参議院送付)

あへん特別会計法案(内閣提出)

輸入品に対する内国消費税の徴収
等に関する法律案(内閣提出)

国税徴収法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

たばこ専売法等の一部を改正する
法律案(内閣提出)

昭和三十年六月二十五日 衆議院會議録第三十三号

補助金等の臨時特例等に関する法
律の一部を改正する法律案(内
閣提出、第五〇号)

補助金等の臨時特例等に関する法
律の一部を改正する法律案(内
閣提出、第九〇号)

午後一時九分開議

○議長(森谷秀次君) これより会議を
開きます。

中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
回付)

○議長(森谷秀次君) お諮りいたしま
す。参議院から、内閣提出、中小企業
信用保険法の一部を改正する法律案が
回付されております。この際議事日程
に追加して右回付案を議題とするに御
異議ありませんか。

○議長(森谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よって日程は追加せられまし
た。

中小企業信用保険法の一部を改正す
る法律案の参議院回付案を議題といた
します。

中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案

右の貴院から送付された内閣提出
案は本院において修正議決した。よ
つて国会法第八十三条によりここに
回付する。

昭和三十年六月二十四日

参議院議長 河井 瀧八

衆議院議長 森谷秀次君

恩給法の一部を改正する法律案(参議院回付)

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(参議院回付)

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

第四案第一項中「六月」を「三月」
に改め、同条第二項中「又は調整組
合連合会」を、「調整組合連合会又
は酒類業組合」に改める。

第八案「同収し金額から弁済期以後保
金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した
残額」を「同収した額と保金の支払を受けた
日の翌以後の利息の受取した額との合計額」
に改める。

第九案の二第一項中「金融機関」
の下に、「中小企業金融公庫又は国
民金融公庫」を、「債務の保証」の
下に「保証契約で定める期間内に生
ずる債務のうち当該期間の満了の時
までに弁済期(手形の割引の場合
は、手形の満期)の到来するものに
ついて、当該中小企業者が履行しな
い場合に、利息及び費用その他の損
害の賠償として履行する額を除いた
額が保証契約で定める額(以下「限度
額」という。)に達するまで、その履行
をする責に任ずる保証(以下「特殊保
証」という。)を含む。以下同じ。」を加
え、「百分の六十」を「百分の七十」
に改め、「掛金の額」の下に、「特殊
保証の場合に限度額」を加え、同条
第三項中「金融機関」の下に、「中
小企業金融公庫又は国民金融公庫」
を加える。

○議長(森谷秀次君) 本案の参議院の
修正に同意するに御異議ありません
か。

○議長(森谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よって参議院の修正に同意す
るに決しました。

恩給法の一部を改正する法律の一
部を改正する法律案(高橋等君
外百十一名提出)の趣旨説明

○議長(森谷秀次君) この際、国会法
第五十六条の二の規定により、恩給法
の一部を改正する法律の一部を改正す
る法律案の趣旨の説明を求めます。提
出者高橋等君。

〔高橋等君登壇〕

○高橋等君 たいだいま議題となりまし
た恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案につきまして、その
提案理由を御説明申し上げます。

本案は自民両党の共同提案にかかる
ものであります。

戦没者遺家族、戦傷病者、老齢旧軍
人の人々は、今次戦争の犠牲者中最も
気の毒な方々であります。国家が英霊
の祭をおごそかにいたし、遺家族を初
めこれらの人々の処遇を厚くすること
は、平和国家、道義国家の建設発展の
重大要件であることは申すまでもあり
ません。従つて、わが国独立とともに
に、弔慰金及び遺族年金の支給をな
し、引き続いて恩給の復旧を実現し、
予算総額の八割強に当る金額をこれに
充てておるのでございます。しかも、
なお、これらの人々の給付は、一般文
官に比較いたしましてははなはだしく均
衡を失しておる現状であることを遺憾
といたします。国民の間に不平等があ
り、ことに、戦争に当り国民にかわつ
て犠牲となつた人々が戦後十年に及
ぶ日本国で一般国民と不当な差別待遇
を受けておるといふ事実を十分認識し
たしますときは、温情と誠意をもつて
事の解決をはかることが民主主義の鉄
則であることは申すまでもございませ
ん。

三九八

第二の点は、旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の恩給の基礎在職年に引き続く

に対し昭和二十八年四月分から公務扶
助料の年額に相当する金額の扶助料を

になりました自民両党提案になる恩給法の一部を改正する法律の一部改正法

はむしろ社会保障制度の拡充により
律平等に給付すべきであることを主

は、旧軍人恩給の性格をどのよう
に反映しておられるか。旧軍人恩給を

恩給法として律しているのか、それとも戦争犠牲者として扱っておられるのか、この点を明確にしてほしい。すなわち、恩給法の定義によれば、社会通念からして、恩給とは、公務員が公務に服したために失った経済的取得能力の減損を補てんするため、その退職または死亡後、本人またはその遺族に国庫または地方経済から給する年金または一時金であるといわれております。従つて、この通念を以てすれば、旧軍人恩給の性格はどういう立場に置かれるでしょうか。すなわち、われわれは、旧軍人恩給は恩給法で律すべきではなく、社会保障によるべきだとときに主張いたしました。かりに一步譲つて恩給法によつて律するならば、文官または警察、監獄職員と同様の取扱ひをなすべきなのか。憲法第十四条に国民はすべて法のもとに平等であらねばならぬと規定されておりますが、旧軍人恩給は文官恩給に比して約三割減であり、今日、旧軍人、その遺家族、傷病者等より、この軍人恩給を文官同様に扱へという要望があります。が、もし軍人恩給を恩給として律するならば、当然この主張は正しいものと云わなければなりません。そうなる、恩給の定義と旧軍人恩給との関係、また憲法上の解釈はどうなるのか、提案者及び総理の明快なる御答弁をいたさうと思ひます。

第三点としては、旧軍人恩給を、戦争犠牲者として扱ふならば、何がゆゑに職業軍人のみに恩恵を与えるのか。戦争犠牲者はひとり職業軍人のみではありません。それこそ日本民族ごとく、が悲劇の主人公であり、なかつく、当然恩恵を受けるべき人が今日置き去りにされている実態をどうも考へてしまふ。すなわち、当時國家または天皇の名において動員され、公務に殉じた国民義勇隊、満洲少年義勇軍、給員、動員学徒、青少年徴用工、または内地に於て死んだ無数の戦死者、また、はなはだしいのは七年引き続き軍務に服さなかつた兵卒等々の非戦闘員は、何らの恩恵も受けて、ひたすら誤れる職業軍人の指導者をのぞき、再軍備計画による戦争の惨禍におびえながら今日細々と生活している姿に対して、どうも考へておられるではありませんか。(拍手) 一、提案者は、これらに恩恵をばせて本修正案を作り出したのかどうか。もしそうだとすれば、それらには一顧も顧れておらない、あまりにも一般犠牲者には冷酷無情な案だと思ひ、提案者並びに鳩山総理はこれをどう考へておられるでしょうか。

また、今度の修正案によると、依然として十四階級に差別をつけ、仮定俸給額が、驚くべき大將級が七十二万六千円にはね上り、兵がわずかに七万九千八百円となつております。初めは上に薄く下に厚くと宣伝しながら、この修正案の実態はまさに封建制度への逆行もはなはだしと私は考へております。(拍手) 平和憲法下において軍隊もなき今日、何がゆゑにか、その不平等の階級の差をつけるのか、その根拠はどこにあるのか、この点もあわせて承わりたいと思ひます。

次に、第四点として、われわれは、旧軍人恩給は一般犠牲者との関係や憲法上恩給法の矛盾があり、同時に、文化上の國民としての立場から、過去の昭和二十八年にいわゆる旧軍人恩給を制定するとき、わが党は、この本会議の壇上から、長谷川保君をして、恩給としてすることなく、別に戦争犠牲者補償法案を立案して、旧軍人のみならず、広く一般の戦争犠牲者の中の特に犠牲のはなはだしい戦死者、病死者、傷病者等に集中して國家的に補償すべきことを主張したのであります。すなわち、わが党の案をもつてすれば、現在の軍人恩給の予算のワケ内において、さへも、階級差をなくすることによつて、たとへば公務扶助料についてのみ見て、今度の改正に比して、兵は年間約八千円程度増額支給され、佐長、軍曹等においても、それでは六千円内外を増額されて、大体一人四万四程度の年金の支給を得るのであります。かゝりますと、今日恩給に關しておきます。かつての國家の名において召巻動員されたにかかわらず病死または餓死した旧軍人の遺族や非戦闘員である一般犠牲者に対しては、また同額の平等無差別の國家補償が行はれるわけであり、ここにこそ、憲法第十四条が示す、すべての國民は法のもとに平等であるとの大義が生ずるのでござい。提案者並びに政府は、この大義のために、本修正案を撤回し、再びわれわれとともに眞の民主的な本法案の作成に努力する意思はないか。なんぞ、常に友愛の哲學を説く鳩山総理は、この大義を貫くために、先んじてわれわれに協力すべきであると思ひ、両者の國民に向けた眞のあたたかな答弁をお願いしたいと思ひます。

次に、第五点として、恩給は今やわが國財政の大きな負担となつております。が、いたすに政略によつて左右される今日の予算の中において、提案者はかかる問題を十分頭に入れて修正案を作成したかどうか、この点をお尋ねしたいと思ひます。同時に、鳩山総理は今これに對して、いかなる方針をもつて進めんとするの。すなわち、大正十二年恩給法制定以來、恩給支給人員及び金額は毎年増大し、昭和十八年には実に支給人員において百六万三千余人、当時の金額にして実に四億二千八百万円、今日に換算すれば約二億二千万円にも上らんとしております。恩給亡國の声を上げたのは、この當時のあつた新聞に出ておりましたが、現行恩給法において、その第一條に「公務員及其遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス」と規定し、同じく第十九條において「本法ニ於テ公務員ハ文官及警察監獄職員ヲ謂フ」と明確に規定しながら、木に竹を懸くように、附則において、この恩給法のいうところの公務員にあらずる旧軍人及び遺族に対する恩給を復活するの無理をあらわしたゆゑは、申すまでもなく、再軍備強行の伏線として、すなわち、軍人優遇、特に指導的なかつての軍人優遇の基盤を作るためになされたところとござい。かく考へるときに、自衛隊の増強と、すでに一千億をこえんとする今年度の各種恩給とともに、近い将来再び恩給亡國の憂いなきを保全するのでござい。これに對し、全國民に無差別平等に健康にして文化的な最低生活を保障すべき今日の社会保障の実際はどうでしようか。本年度予算について見ましても、生活困難な要保護者一千万に對し、生活扶助費はわずかに百三十四億

円、医療扶助において、これまた五百余万人を数える結核患者の分も含めて、わずかに百八十四億であります。しかるがゆゑに、死に瀕する咯血患者から付添看護婦を引き離し、いまだ排菌しつつある開放性結核患者に病院よりの退院を強要して、ついに昨年度は、わずか一年間に結核に新たに感染した者三〇余万といひ、つら然たる状況でござい。児童は保育園より多数追い出され、親子心中は跡を断たず、一千万の失業者は職とパンを求めてまたにさまよつておる惨状を呈しており、すべては再軍備予算の犠牲であつた。今にして政府は恩給制度を再検討し、各種恩給、共済組合、社会保険等を統合整理して、一貫性ある近代的社会保障制度を確立すること、また、たつたなる再軍備計画を日本經濟の再建と文化のために振り向け、個人の基本的人權が尊重される眞の平等無差別の民主主義國家を築くべきは、今であると私は思ひます。すなわち、人權が尊重され、政治の運営が正しければ、何も好んで、よしんば戦争犠牲者たりとも、一言の不平を唱へる者はないと思ひます。すなわち、今日の政治の貧困が、たゞの結果とござい。これに對して、鳩山総理並びに今後の國家の財政を担当する一萬田大蔵大臣の御見解と、社会保障制度に關心の深い川崎厚生大臣のお考えを承わりたいと思ひます。

以上五點をもつて私の質問を終りいたします。(拍手)

○高橋等君登壇
〔高橋等君登壇〕
下川君の御質問にお答えを申し上げます。

昭和三十年六月二十五日 衆議院會議第三十三号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する下川君の質問

昭和三十年六月二十五日 衆議院會議録第三十三号 恩給法の一部を改正する法律の趣旨説明に対する下川君の質疑

四〇〇

本修正案上程までの経緯につきまして、先ほど提案理由の説明で申し上げましたように、私たち自由党は、この文官と比較いたしましては、はなはだしき不均衡のもとに置かれておられます旧軍人の恩給の処遇につきましても、この機会に文官と均衡のある処置をはからねばならないという考えを案は考えております。その中心は、先ほど申し上げましたように、四号俸引き上げと二万二千円ペー

スの問題でございます。しかるに、先般提案になりました政府原案は、兵の階級において年額千五百円、その他軍曹の階級で千三百四十円というような、非常にわれわれの考え方と隔たりがございました。また一面、この金額をどうやって算定になったか、おそれくかみ金のようなもので、おそれくくらの予算があり、四億圓ばかりの予算をこつ分ければこうなるというようなつもりでやりになったとしたかと思えない。そこで、民主党におきましても、政務調査会ではいろいろの案をお持ちになつておられるように承わつたのでございます。この軍大なる問題を解決いたしますために、先般来、両党におきまして、予算の問題についていろいろとお話をいたし、また将来のわが国の財政上の問題も勘案をいたしながら話を進めて参りました。軒余曲折を経まして、われわれが考えました通りの、根拠のある、文官の恩給と同等の恩給を旧軍人、遺族、傷病者その他のに対して支給いたすことを適當とするという結論に両党が一致いたしましたことは、まことに喜ばしいと考えます。(拍手) そこで、その他の必要な点に改正を

加へまして、議員提案の方法でこのたび提出をいたしましたようなわけでございす。次に、よく御質問がわからないのでございすが、旧軍人恩給は恩給法で律するの、あるいは戦争犠牲者で扱ふのか、どうもよくわかりません。しかし、大体のところを御答弁いたしておきます。御存じのように、ボツダム六八勅令によりまして、傷病者は一部分給分がありましたが、遺家族、旧軍人関係の給分は全部停止をい

たされた。そこで、この関係を法律上から申しますと、今度は過去と関係のない新しい軍人恩給、恩給法の中へいわけの文官恩給と同じような新しい制度を作つたのだという見方があるものであります。しかしながら、私は、これは過去において国が約束したものをこの際支払うのだ、こう考えするのが妥当であると考えます。(拍手) そこで、敗戦によりまして、こうしたものは解消して、すべて新しく行けばいいじゃないかということもありますが、現在文官に對します恩給が厳然として存在をいたしております以上は、当然これをなす必要はあります。そこで、先ほど、社会党の左派の方々がこの前の恩給法の改正のときに反対したのではないというようなお話がございした。これは、賛成されたが反対されたか、速記録を見ればもう明らかでございます。また天下がすでによく承知いたしておるのですから、これは答弁であるからには、申し上げませんが、ただお考えを改めていただかねばならないのは、十四階級にこ

ろ分つておるの旧軍国主義の復活のやうなものだということをおつしやうておる。また、上の方に厚く下の方に薄いのだということをおつしやうておられる。この二点につきましては、どうしても下川さんの十分なる認識をいたさなければならぬと思ふ。それは、先ほどもお話し申し上げましたように、文官恩給というものは敗戦後厳として存在いたしておる。この文官恩給にはそれだけの階級を持つておるのです。あなた方は、常に、いろいろと文官の階級につきまして、給分の引き上げその他の指導をなさつておられるようでございますが、恩給と申しますものは現在の給分の延長なんです。ですから、もしこの文官の恩給で階級というものをなくしやうとお考えであるならば、現在文官が受け取つておられる給分について、この階級をあなた方は同一になさる、そうしたこと、この覚悟がなくては、この議論はできません。(拍手) 結局、文官に階級がある以上、ここに一定の階級があることは當然でございます。また、上に厚く下に薄いと、こうおつしやいますけれども、今度の改正におきまして、この前の改正におきましても、もちろん下に厚く上に薄くいたしておる。もしここで四号俸引き上げたそのまゝ佐官及び将官に適用いたしたといたしますならば、まだまだ大へんな区別になつたのでありま

【國務大臣鳩山一郎君登壇】

○國務大臣(鳩山一郎君) 下川さんの御質疑に對して、お答えを簡単にいたします。

民自の共同修正案を提出いたしました。政府原案を撤回した。これは国会を無視したというやうな御質問でありましたが、(そんなことは聞いていない)と答へる者あり共同修正案を出したということ。国会無視というのは言葉が通つたかもしませんが、原案を撤回したことの責任を問われたのであります。民自の共同修正案は、大局から見ても國民の是認するところのもつた、私は確信をいたしております。

次に、旧軍人の恩給は恩給法のワク内で律すべきものだとは私は考えます。終戦後までは恩給法が適用されておつたのを、司令部が廃止したのであります。決して恩給法のワク内で律しても憲法に違反することはございせん。

戦争犠牲者全般についても平等に取り扱ふというやうな御質問がありましたが、戦争犠牲者に対して、全般について平等の取扱ひをするということとは、現状においてはまだ財政上困難だと思ひまして、ただいまのところできません。

総合整理して社会保障制度一本にまとめたいとかというやうな御質問がありましたが、恩給制度と社会保障の制度とはその成立の経緯について違ひがございしますので、今日一本にまとめ

る意思はございせん。その他の御質問に對しては、他の関係閣僚から答弁をしてもらいます。(拍手)

「國務大臣川崎秀三君登壇」

○國務大臣(川崎秀三) たいだいま總理大臣からも御答弁がございましたが、恩給法及び遺族援護法における年金等の支給は、國家補償の精神に基いたものでありますから、國民の最低生活を維持することを究極の目標として、おります。いづゆる社會保障制度とは、一応出発点としては區別されるべきものであらうと考えております。私は、戦没者、遺族等の今日置かれてゐる現状よりいたしまして、その心情と境遇を思ふとき、今回の恩給法改正は、政府原案に加えて、自由黨、民主黨両黨の熱烈なる御意見により修正を見たのでありますから、心より同意をいたしております。しかし、文官恩給との均衡がとれつつある今日では、次第にこの軍人恩給も境界に近づきつつあることを感じております。御指摘のよう

○議員(益谷秀次君) 大蔵大臣の答弁は適當な機會に願ひことにいたします。

受田新吉君

○受田新吉君 たいだいま上程せられまして恩給法の一部改正法案に對しまして、日本社會黨を代表して、提案者並びに船山首相以下閣僚各大臣に賛成を行いたいと思ひます。

まず第一に、恩給法そのもののあり方、考へ方について、政府の所見をた

だしたいと思ひます。もとより恩給法は天皇の文武官に對する特權的措置として考へられたものであります。が、現に國家並びに地方公共団体に勤務する公務員が、國民全体の奉仕者として有形無形のうちにその經濟的獲得能力を犠牲にして公務に從事してゐる、その損失を補てんするというのが恩給法の真意だと考へております。しかしながら、新しい角度から日本の公務員制度の全般を考へるときに、民主化された日本の公務員制度を古い恩給法の觀念で律することは大いなる矛盾が發生することをおわかりいただけると思ひます。ことに、現在の公務員のうち高級公務員は恩給法の規定を受け、新しい公務員は相互扶助の精神のもとに立つてこの國家公務員共済組合法の適用を受けてゐるのあります。かくして、公務員の立場は、古い觀念と新しい感覺とが調整せられた立場より、少くもこれらの公務員に對する恩給の性格を持つ諸給とは國家公務員退職年金法なるものによつて取りまとむべきであるとして、人事院は、去る昭和二十八年十一月十七日、政府並びに國會に對して勧告を提出したのであります。これは國家公務員法第八條に基くもので、注目すべき提案でありまして、その案の内容を見ますと、旧官吏と雇用人による身分差を廢止し、國家公務員全体にひとしく適用されること、健全な保險原理によつて運用されること、公務員の離職制度を明確にすること、年金金額は最終給料額に比例し計算されること等、これらの案によりまするならば、少くも公務員に對する退職金並びにその年金は、國の総合的觀點のもとに社會保障制度的な性格を取り入れたものに發展してゐるのであります。政府は、現に公務員制度調査會なるものに諮問いたしまして、その答申を求めておるやうであります。が、勧告後一年有半にわたつて進まないという現状はどこにあるのか、大久保國務大臣から、この点について詳細なる現況を御報告願ひたいのであります。

なほ、この機會に船山總理大臣に御申上げたいことは、國家公務員並びに地方公務員全体を通じて給与体系の統一、一元化をはかり、いろいろな職種によるところのばらばらの給与体系を取りやめて、総合的な理論と現実に基く給与体系を打ち立てる用意はないか。また、この機會にあわせて御意見を承らうたいことは、恩給法にも直接関連を持つ非常勤の委員會議制度の委員長等の給与が不当に高いところに置かれてゐる現状といかに是正されようとするかといふ点に、つきましても、御所見を伺ひたいのであります。

なほ、政府は、これらの國家公務員並びに地方公務員に對する給与並びに年金等の諸制度を、將來社會保障制度の一環として拡充強化させるために一歩前進させつつあると、川崎厚生大臣を通じていろいろな會合で申しておられるのであります。が、國民年金制度への發展強化はいかなる段階においてこ

れを実施されようとするか、御所見を伺ひたいのであります。(拍手)

次に、提案者であられます高橋さんにお伺ひいたします。

あなたが御説明になられました改正案は、われわれ社會黨が今考へております公務死の範圍擴大、受給資格の擴大、その他遺族の範圍を広げる問題等につきましては一歩前進をしてゐることを認めます。しかしながら、その恩給額においては、われわれが納得し得ない点がここに明らかに示されたのであります。その第一点は、ただいま下川君より御指摘になられました通り、大將の恩給額は二季に七十二万円をこえる仮定給が設けられてゐる。兵は低級に置かれてゐる。この大いなる階級差が明瞭に示されたことは、下に厚く上に薄く考へてこの案を作つたと仰せられたその御意見とは逆に、下に薄く上に厚い。その比率を見ますと、大將が四六の増額においては、五〇%ないし四〇%の増額であり、兵並に下士官においては三〇%前後の増額という、下に薄く上に厚い現実が現れてゐるではありませんか。この号俸調整並びにベース・アップにおいて、かくも大いなる矛盾を展開したことは、要するに、旧軍人の階級差といふものは、かつて兵隊はわすかに一カ月四円五十銭といふ給与の時代があつたのであります。その低い給与の時

の一端として拡充強化させるために一歩前進させつつあると、川崎厚生大臣を通じていろいろな會合で申しておられるのであります。が、國民年金制度への發展強化はいかなる段階においてこ

れを実施されようとするか、御所見を伺ひたいのであります。(拍手)

何らかの形で残す、そのためには自衛隊の職員には新しい角度からの武官恩給を残すべきであるという御所見があることはやむを得ないと思ひます。ますが、現に日本の公務員の恩給並びに年金制度はすべて文官としての立場であることを十分御検討の上、御答弁を願ひたいのであります。

次に、提案者であられます高橋さんにお伺ひいたします。

昭和三十年六月二十五日 衆議院會議第三十三号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する受田君の質疑

四〇二

代の給与体系がそのまま現在武官の給与体系として取り残されておるのであります。階級差のなほはだしかりし昔の軍国時代がそのまゝの姿で今日この恩給法の改正案の数字となつて現れたことに對して、いかなる責任をお負ひになりますか。(拍手)

われわれは現にこの恩給法の改正案を数字的に現わしますならば、一人当たり、階級差を撤廃するとするならば、四万三千円という扶助料になるのであります。四万三千円という扶助料が出されることになれば、下級者に厚く上級者に薄い観点よりこれを立論いたしまして、佐官級及び将官級は少くとも号俸調整をやるべきではなかつた、削除すべきであつたと思ひが、高橋議員の御意見はいかがでありますか。

私たちは、公務扶助料を受ける尊い戦死者の御遺族が、わずか三万円前後の国家的支給額によつてどうして生命の保持ができるかというのを考えるときに、最低少くとも四万円をくらざる級の公務扶助料額の支給を考慮されて、上に振り当てられる額について、よし該当者が少数であつても、国民から、高額所得者である階級の高人に莫大な恩給を付与するような印象を抹殺する責任はないか、御答弁をお願いいたします。(拍手)

私はいま一つ高橋議員にお尋ねしたい点があります。それは文官恩給との比較であります。旧文官にして、かつて小学校長、中学校長等をなした方で、八十、九十の老齢にして今日四万円、五万円の恩給を取つてゐるにすぎない人々があります。老後、余命幾ばくないこの人々は、武官に比較して

もはるかに低い級で恩給をもらつておるのであります。この文官の低い級の不均衡、すなわち、昭和二十三年六月以前の退職公職員のあまりに悲惨な姿を、武官の調整の立場から、いかに考へていふにやうなものであるか。文官に接近するために武官恩給を考へるといふ御提案であつたやうであります。そこで文官の方が武官より下回つてゐるという現状を御確認になるのでございませうか、お伺ひいたします。

さて、次に政府に對して重ねて本案に對する御質問をいたしたいと思ひます。川崎厚生大臣は、援護法及び恩給法の関連から、援護法の中にどうしても取り入れなければならない戦争犠牲者を、少くともこの機会に法的措置によつて守らせると、しばしば仰せられておつたのであります。この提案によつて、十分満足されるような援護法の改正が考へられておるかどうか、ことに、学徒動員もしくは國家總動員法に基くいろいろな動員者、従軍看護婦、警察官等で國家の意思のもとに動かされた人々が、この恩給法の恩給に浴することなく、援護法においてすら恩給に浴してないこの現状をいかに救済しようとしておられるか、御所見を伺ひたいのであります。同時に、援護法と恩給法との関係において、援護法に吸収された該当者は、つくり恩給法の適用者としてこれを転換させるという、これが本筋ではないかというわけは、川崎厚生大臣は依然として恩給法、援護法の二本道をよくいとお考えになられるか、御答弁願ひたいのであります。

さらに、大久保國務大臣に伺ひたいのであります。大久保國務大臣は、給与担当の國務大臣として、國家公務員共済組合法、あるいは厚生年金保険法、援護法、恩給法等のいろいろな法律によつて、その扶助料を支給される対象の遺族が、十八才未満の未成年者、六十才以上の父母とか、あるいは恩給法に規定する二十才未満の未成年者、六十才に足らなくて父母があらばよろしいとか、その範囲がばらばらになつておられますが、この遺族の範囲の統一解釈をやりまして、最も有利な条件のもとにこれを取りまとめるという考へ方が、給与体系を打ち立てるのには正しいとお考えにならないか、御答弁を願ひたいのであります。私は、さきにこの機会に政府に對して見解をだしたい、一、二の点をお尋ねいたしました、質問を終わります。

○愛田新吉君(続) 最後に、當然恩給法上の待遇に浴すべき者が、外國人に身分上の変更がされたためにその適用より除外されていることに對して、外務大臣並びに關係國務大臣にお伺ひしたいと思ひます。すなわち、戦時中日本軍人として公務に服し、そのため日本軍人として戦死した、恩給法においては明らかに公務死亡者である者の遺族が、昭和二十七年四月二十八日、サンフランシスコ条約によつて日本の獨立が認められた場合に、北鮮を含め、朝鮮及び台灣は日本から離れたために、日本に國籍を有せざるものとして、援護法、恩給法上の特権を一切認められなくなり得てゐます。従つて、終戦後も引き続き日本國內に居住を有して、從來と受らざる生活環境にあるこれらの遺族が、外國人となつたために、大切な子供と夫を日本軍人として捧げながら、何らの給与も日本國家から受けることができません。路頭に迷つてゐる姿は、國際親善の上からも人道の上からも許すことのできない現状であります。(拍手)ことに、日本軍人として軍務に服し傷病の身となつた人々が、日本國の責任におけるその治療の処遇も受けず、傷病年金、増加恩給も受けることができません。列車内等で悲痛な叫びをしてゐるその姿は、これを聞く者をかき立ててゐるではありませんか。現に、米國や公國等においては、刑罰その他の規定を除けば、國籍離脱の場合においても例外なく當然遺族扶助料は支給せられておるのであります。日本政府は、恩給法上の扶助料受権者であるこれらの外國人に對して、その支給をなせたいなどいふのであるか。國際的關係に大なる支障があるものであるか。あるいは賠償關係に結びつけようとしてゐるものであるか。いずれにいたしましても、これらの方々に対するあたたかい思いやりのある措置について御答弁を願ひたいのであります。

以上、ごく簡単に申し述べたけれども、要点をつかんで、提案者並びに政府關係閣僚にその御答弁を願ひたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) 御質問に對しましては、關係閣僚から大体答弁してまいりました。

私に對して特に給与体系を打ち立てる用意があるのかという御質問がありました。御質問の中にあつたやうに、恩給法は、公務に従事した職中に失つた経済上の損失の補てん、そういう趣旨から考へておられることは、御質問者と同じ考へ方でありませう。社會保

さらに、大久保國務大臣に伺ひたいのであります。大久保國務大臣は、給与担当の國務大臣として、國家公務員共済組合法、あるいは厚生年金保険法、援護法、恩給法等のいろいろな法律によつて、その扶助料を支給される対象の遺族が、十八才未満の未成年者、六十才以上の父母とか、あるいは恩給法に規定する二十才未満の未成年者、六十才に足らなくて父母があらばよろしいとか、その範囲がばらばらになつておられますが、この遺族の範囲の統一解釈をやりまして、最も有利な条件のもとにこれを取りまとめるという考へ方が、給与体系を打ち立てるのには正しいとお考えにならないか、御答弁を願ひたいのであります。私は、さきにこの機会に政府に對して見解をだしたい、一、二の点をお尋ねいたしました、質問を終わります。

○愛田新吉君(続) 最後に、當然恩給法上の待遇に浴すべき者が、外國人に身分上の変更がされたためにその適用より除外されていることに對して、外務大臣並びに關係國務大臣にお伺ひしたいと思ひます。すなわち、戦時中日本軍人として公務に服し、そのため日本軍人として戦死した、恩給法においては明らかに公務死亡者である者の遺族が、昭和二十七年四月二十八日、サンフランシスコ条約によつて日本の獨立が認められた場合に、北鮮を含め、朝鮮及び台灣は日本から離れたために、日本に國籍を有せざるものとして、援護法、恩給法上の特権を一切認められなくなり得てゐます。従つて、終戦後も引き続き日本國內に居住を有して、從來と受らざる生活環境にあるこれらの遺族が、外國人となつたために、大切な子供と夫を日本軍人として捧げながら、何らの給与も日本國家から受けることができません。路頭に迷つてゐる姿は、國際親善の上からも人道の上からも許すことのできない現状であります。(拍手)ことに、日本軍人として軍務に服し傷病の身となつた人々が、日本國の責任におけるその治療の処遇も受けず、傷病年金、増加恩給も受けることができません。列車内等で悲痛な叫びをしてゐるその姿は、これを聞く者をかき立ててゐるではありませんか。現に、米國や公國等においては、刑罰その他の規定を除けば、國籍離脱の場合においても例外なく當然遺族扶助料は支給せられておるのであります。日本政府は、恩給法上の扶助料受権者であるこれらの外國人に對して、その支給をなせたいなどいふのであるか。國際的關係に大なる支障があるものであるか。あるいは賠償關係に結びつけようとしてゐるものであるか。いずれにいたしましても、これらの方々に対するあたたかい思いやりのある措置について御答弁を願ひたいのであります。

以上、ごく簡単に申し述べたけれども、要点をつかんで、提案者並びに政府關係閣僚にその御答弁を願ひたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) 御質問に對しましては、關係閣僚から大体答弁してまいりました。

私に對して特に給与体系を打ち立てる用意があるのかという御質問がありました。御質問の中にあつたやうに、恩給法は、公務に従事した職中に失つた経済上の損失の補てん、そういう趣旨から考へておられることは、御質問者と同じ考へ方でありませう。社會保

さらに、大久保國務大臣に伺ひたいのであります。大久保國務大臣は、給与担当の國務大臣として、國家公務員共済組合法、あるいは厚生年金保険法、援護法、恩給法等のいろいろな法律によつて、その扶助料を支給される対象の遺族が、十八才未満の未成年者、六十才以上の父母とか、あるいは恩給法に規定する二十才未満の未成年者、六十才に足らなくて父母があらばよろしいとか、その範囲がばらばらになつておられますが、この遺族の範囲の統一解釈をやりまして、最も有利な条件のもとにこれを取りまとめるという考へ方が、給与体系を打ち立てるのには正しいとお考えにならないか、御答弁を願ひたいのであります。私は、さきにこの機会に政府に對して見解をだしたい、一、二の点をお尋ねいたしました、質問を終わります。

昭和三十年六月二十五日 衆議院公報第三十三号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する受田君の質疑

保障制度は、これに反して、最低生活の保障というわけでありました。ところが、いろいろな給付が根本において違つた考え方から出ておりました。訂正すべきことはたくさんあると思ひます。それでありながら、給付体制については、公務員制度調査会におきまして目下検討中でありまして、その答申を得まして、慎重に検討して参りたいと思ひます。(拍手)

(國務大臣大久保清次郎君登壇)

○國務大臣(大久保清次郎君) 恩給制度と社会保障制度を一本にしたならばどうかというお尋ねであります。これは、先ほど論議せられました通り、その性格が違つておりましたので、将来はいざ知らず、ただいまにおいては、一本化する事は困難と存じます。

非常勤職員の問題についてお尋ねがございましたが、非常勤職員は、将来の処遇をいたしまして、なるべく常勤職員にかなへることが一つの方針であります。なお、もう一つの方針といたしましては、有給休暇を与へる、つまり、休んでも給料を払うという有給の休暇を与へようかと存じまして、目下研究中でございます。

自衛隊の職員に對しましての恩給の問題であります。目下、自衛隊の一般の職員に對しましては、普通文官と同様の恩給を支給することになっております。ただ、自衛官につきましては、警察官と同様の恩給を支給することになっておるのと存じます。この点を御了承願ひたいと存じます。

その次に、遺族の範囲を一定したらどうかというお尋ねでございますが、これは、恩給法あるいは保護法、おのその法の性格が違つておりますため

に、多少範囲が違つております。これはあまりいいことではございませんが、法の性質上やむを得ないと存じます。将来の研究問題であると存じます。

その次に、未婚遺族公務員の留守家族に給する普通恩給について若干停止をしておる、はどうかというお尋ねでございます。これは、私、今質問された方の言ひ通り、将来の研究問題であると存じます。

最後に言われました、外国人、特に朝鮮人あるいは台湾人で日本の軍人となつた者に対する恩給の問題であります。これは平和条約の成立前までは恩給の一部を給しておつたのであります。平和条約の成立と同時に日本人の国籍がなくなつたのであります。日本人でなくなつたのであります。恩給法の建前として、日本人でなければ恩給を給することができない建前になっておりましたので、遺憾ながら、ただいまは給しておりません。

以上申し上げておきます。(拍手)

(國務大臣川崎秀三君登壇)

○國務大臣(川崎秀三君) まず第一に、遺族保護法と恩給法を一本化する意思はないかという御質問であつたと思ひます。恩給法の公務扶助料及び傷病恩給と遺族保護法における遺族年金及び障害年金は、いずれも國家補償の精神に基いて戦傷病者または戦没者の遺族に對して支給されておる点は同様であります。しかし、恩給法は、同法に定められておる公務員及びその遺族を對象とするものであり、遺族保護法は、現在主として恩給法の對象となつていない、いわゆる

雇用人、軍属、船舶運送会社の船員及びその遺族を對象としたもので、社会保障の見地から給付を行わんとするものであります。従つて、對象が異なつておる、性格も異なつておる以上、これを直ちに一本化するといふことは困難だと思つております。

それから、一般犠牲者に対する遺族保護法による給付を對してまで遺族保護法による給付を對してまでとてございまして、これは御承知の通り、これまでの戦争中における処遇の關係がありまして、今日までは、制度として学生その他一般犠牲者に対する支給をしていないことの建前になっております。従つて、戦時中このよう國家の犠牲になつた人々に対しては弔慰金を支給しておりますので、年金までは、國家の財政が持ちませんから、今日の段階としては、これを支給するわけには参らないのであります。

この社会保障制度にからみまして、種々突つ込んだ御意見があつたと思ひますが、私は、今日の旧軍人恩給並びに遺族補償は、今まで非常

に不十分でありましたから、この法の改正によりまして、また予算の給付によりまして、相当十分に行き渡るものと思ひます。そこで、一応限界点に近づいてきたならば、恩給制度の再検討を行いたい。民主黨においても恩給制度改正委員会なるものを作られて検討中でありまして、来年までには十分な答案も出ることと存じます。これと並行いたしまして、厚生省におきましては、社会保障の六カ年計画を樹立いたしまして、総合年金制度の着手にかりたいと思つております。その時期であります。これは医療保障の体制がやはり完成いたしませんと、総合的

恩給制度に今直ちに着手することは、なほ困難な事情にありまして、しかし、これらの困難を冒しつつ、なおこのことに着手したいというのが私のこのところの思ひです。

それから、昭和三十三年の六月以前は、私は了解に苦しみません。もう少し計算をいたさなければならぬと思ひます。

それから、昭和三十三年の六月以前の文官との關係で、この改正によつて、かつて旧軍人の方が高くなつたんじゃないかというふうなお尋ねでございますが、これはそうしたこととはございません。むしろ、この点は同じような条件でやつて参つておるのであります。ただ、昭和三十三年六月以前の文官につきましては、その基本的な當時の給付といふものが低かつた。それ以後において急激に基本的給付が上つたのであります。その關係上、それ以後の文官と比較して、恩給上非常に不氣味の差が生じておりました。それは、先ほど御指摘のやうな意味合ひでなしに、別途な観点から、おわれたいいたしました。早急に二十三年六月以前の文官につきましては考慮を払わねばならないものと考えております。

(高橋等君登壇)

○高橋等君 受田君の御質問にお答えいたします。

佐官、将官等がかえつて厚く、下の方に非常に薄い、こういう御質問に對しましては、先ほどお答えを申し上げました通り、文官と比較をいたしますと、同じ状況にある佐官及び将官はこのたびの改正で低くなつておることを御了承願ひたい。

それから、それを平均して下の方に全部すると四万三千円になるとおつた全部ですが、これは、この改正で引き上げになります。金額八千五百円、さらにそれ以上に八千円の引き上げになるとおつた以上、お尋ねに答へてお

は、私は了解に苦しみません。もう少し計算をいたさなければならぬと思ひます。

それから、昭和三十三年の六月以前の文官との關係で、この改正によつて、かつて旧軍人の方が高くなつたんじゃないかというふうなお尋ねでございますが、これはそうしたこととはございません。むしろ、この点は同じような条件でやつて参つておるのであります。ただ、昭和三十三年六月以前の文官につきましては、その基本的な當時の給付といふものが低かつた。それ以後において急激に基本的給付が上つたのであります。その關係上、それ以後の文官と比較して、恩給上非常に不氣味の差が生じておりました。それは、先ほど御指摘のやうな意味合ひでなしに、別途な観点から、おわれたいいたしました。早急に二十三年六月以前の文官につきましては考慮を払わねばならないものと考えております。

○政府委員(岡田直君登壇) 朝鮮及び台湾出身の戦争犠牲者に對して十分同情を持つてこれが解決を考慮すべしという御趣旨には全く同感でありまして、ただ、その手続問題としては、平和条約の命ずるところに従ひまして、各國との間に特別取りきめをやることになつておりました。韓國との間は、御承知のごとく、一昨年の日韓會議の際、条約の規定に従ひ対日請求權の一部として提出をされました。これが不調に終つております。台湾人については、日華間の平和条約第三條にも同様の趣旨が規定してございまして、今なお特別の取りきめが、話し合ひができません。

昭和三十年六月二十五日 衆議院會議第三十三号 昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

せすに、扶助料あるいは年金等が支出されておらなかつたありさまでございまして、今後の折衝に當つては、十分御意見を尊重して、その実現をはかりたいと考えております。(拍手)
○議長(金谷秀次君) これにて質疑は終了いたしました。

第一、昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。委員長(馬場辰猪君) 農林水産委員会理事中馬場辰猪君。

昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

第一、この法律は、昭和三十年四月の凍霜害若しくは水害又は同年五月のひより害(以下「凍霜害等」といふ)によつて損失を受けた農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二、この法律で「被害農家」とは、農家をおもな業務とする者であつて、凍霜害等による農作物又は畜産物の減収量がその農作物又は畜産物の平均の収穫量の百分の三十以上であり、かつ、凍霜害等による農作物及び畜産物の減収による損失額がその者の農家による平均の総収入額の百分の十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は役務事務組合のある地では、組合管理者。以下同じ)の認定を受けたものをいふ。

第三、この法律で「営農資金」とは、農業協同組合又は金融機関が被害農家に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤等の購入資金その他農業経営に必要な資金として昭和三十年九月三十日まで貸し付けする資金で次の各号に該当するものをいふ。
一 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は五万円にのりかき低い額の範囲内のものであること。
二 償還期限が二年(政令で定める場合は三年)以内のものであること。
三 利率が政令で定めるところにより年六分五厘以内のものであること。

(国庫補助)

第三、この法律は、都道府県に対し、予算の範囲内で、次に掲げる経費の一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

二 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

三 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

四 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

五 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

六 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

七 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

八 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

九 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

十 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農家に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

四〇四

める場合は年三分の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

(政府への納付金)

第五條 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けるときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、その都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部をその市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じてその市町村から納付させ、その納付金の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打ち又は返還)

第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三條第一項第五号から第八号までの契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既

に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年四月及び五月における凍害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第六十九号)の二部を次のように改正する。

4 被害農家で、昭和三十年四月及び五月の凍害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和三十年法律

第一号)第二條第一項の被害農家にも該当することとなつたものが貸付を受けている農家資金については、昭和三十年九月三十日まで、その償還期限を二年をこえ三年以内(第二項の政令で定める場合は三年をこえ四年以内)とする旨の貸付条件の変更があつた場合にも、なおこれを貸付資金とみなす。

3 昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害農家に對する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

2 第二条に次の一項を加える。

5 被害農家で、昭和三十年四月及び五月の凍害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和三十年法律第一号)第二條第一項の被害農家にも該当することとなつ

たものが貸付を受けている農家資金については、昭和三十年九月三十日まで、その償還期限を三年をこえ四年以内とする旨の貸付条件の変更があつた場合にも、なおこれを貸付資金とみなす。

4 昭和二十九年四月、五月及び六月における凍害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

3 被害農家で、昭和三十年四月及び五月の凍害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和三十年法律第一号)第二條第一項の被害農家にも該当することとなつたものが貸付を受けている農家資金については、昭和三十年九月三十日まで、その償還期限を二年をこえ三年以内(前項の政令で定める場合は三年をこえ四年以内)とする旨の貸付条件の変更があつた場合にも、なおこれを貸付資金とみなす。

昭和三十年四月及び五月の凍害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法に對する修正案

昭和三十年四月及び五月の凍害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法に對する修正案

昭和三十年四月及び五月の凍害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法に對する修正案

昭和三十年四月及び五月の凍害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法に對する修正案

の融通に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第一條中「昭和三十年四月」を「昭和三十年四月及び五月」に改める。

第二條第一項中「百分の十以上である旨」の下に「又は水害によるその耕作上の損失額がその者の農業による平均の総収入額の百分の十以上である旨」を加える。

(中馬辰猪君登壇)

○中馬辰猪君 たいだい議題と相なりました。内閣提出、昭和三十年四月及び五月の凍害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、農林水産委員会における審議の経過並びに結果につき概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく、本年四月には、福島、宮城県等に凍害被害が、また北九州、北海道等に豪雨による水害があり、また、五月には、翌五月にも、雪害、凍害、水害等により、各地に農作物その他に甚大な損失を与えたのであります。従ひまして、政府といたしましては、これら被害農家の農業経営の維持安定をはかりましたため、昨年、おきます凍害等の場合に、よりましと同等の措置によりまして、融資総額四億五千万円を限度といたしまして、営業資金を低利かつ円滑に融通することとしたし、あわせて、これら被害農家が前年度までに貸付を受けた同様の経営資金につきましても、必要によりその償還期限を延長し得るよう所要の措置を講ずることとしたし、ここに本法案を提出せられたのであります。

○委員長(金谷秀武君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。

本法案は、本月十四日農林水産委員会に付託せられ、二十二日農林政務次官から提案理由の説明を聴取の上、質疑に入り、翌二十三日の二日間、各委員慎重に検討された。この間、各委員から活発な御発言がございました。詳細は速記録に譲りたいと思存しますが、特に社会党の渋谷委員からは、五月における青森県下の凍害による被害農家に対する、また同じく青森県からは、五月における北海道地方の水害による被害農家に対する資金融通の規定が明確でない点を指摘されたのであります。なおまた、私から、六月に入つてからも鹿児島県等を中心とする九州における豪雨による被害があり、これについても本法による特別措置を受け得るものとすべき旨の強い要望をいたしましたところ、政府から、六月被害については被害額が明らかになるのを待つて適切な措置の答弁がありました。

次いで、渋谷委員から、五月における凍害等については、これを条文中に明記するとともに、同月の水害による被害農家の耕作上の損失に対して資金の融通を行うことを内容とする修正案が提出せられたのであります。

二十三日、質疑終了後、討論を省略して採決に入り、まず修正案について採決をいたし、全会一致をもって可決、続いて修正部分を除く政府原案について採決、これもまた全会一致をもって可決いたしました。よつて本法案は修正案のごとく修正すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○委員長(金谷秀武君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。

昭和三十一年六月二十五日 衆議院會議第三十三号 經濟審議庁設置法の一部を改正する法律案(外)

四〇六

ます。本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀武君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り決しました。

○議長(金谷秀武君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り決しました。

經濟審議庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(金谷秀武君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、經濟審議庁設置法の一部を改正する法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題とします。この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀武君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(金谷秀武君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられます。

經濟審議庁設置法の一部を改正する法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題とします。委員長の報告を求めます。内閣委員理事高橋誠一君。

經濟審議庁設置法の一部を改正する法律案

經濟審議庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

經濟企圖庁設置法

本期中、別に定める場合を除き、「經濟審議庁」を「經濟企圖庁」に、「審議庁」を「企圖庁」に改める。

第三條第一号中「長期經濟計画の策定の下に、及び推進を加える。」

第四條第二十号を第二十一号とし、第十三号から第十九号までを順次一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 長期經濟計画を策定し、並びに長期經濟計画に関する重要な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

第五條を次のように改める。

(内部部局)

第五條 企圖庁に、長官官房及び左の四部を置く。

調整部

計画部

開発部

調査部

第六條を削る。

第七條の見出しを「長官官房の事務」に改め、同条中「総務部」を「長官官房」に改め、第十二号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加え、同条を第六條とする。

十一 國際經濟協力に関する基本的な政策及び計画の企圖立案及び総合調整に関すること。

第八條中第八号を削り、同条第九号中「前八号」を「前七号」に、「総合調整に関すること」を「総合調整に関すること(長官官房及び他部の所掌に属するものを除く)」に改め、同条を第八号とし、同条の次に次の一号を加え、同条を第七條とする。

九 長期經濟計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の立案に関する総合調整に関すること。

第九條を次のように改める。

(計画部の事務)

第八條 計画部においては、左の事務をつかさどる。

一 長期經濟計画の策定に関すること。

二 長期經濟計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の立案に関する総合調整に関すること。

三 総合国力の分析及び測定に関すること。

四 電源開発に関する基本的な政策及び計画の企圖立案及び総合調整に関すること。

五 原子力の経済的利用に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

(開発部の事務)

第九條 開発部においては、左の事務をつかさどる。

一 国土総合開発及び国土調査に関すること。

二 特殊土地より地帯の災害防除及び振興に関すること。

三 離島の振興に関すること。

第十二條を第十五條とし、第十一條を第十四條とし、第十條の次に次の三條を加える。

(長官)

第十一條 企圖庁の長は、經濟企圖庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 長官は、長期經濟計画の策定及び推進のため必要があるときは、

関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることが出来る。

3 長官は、長期經濟計画の推進のため特に必要があるときは、関係行政機関の長に対し、長期經濟計画に関する当該行政機関の重要な政策及び計画の立案について勧告することが出来る。

(特別な職)

第十二條 企圖庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3 企圖庁に、審議官九人以内を置く。

4 審議官は、命を受け、企圖庁の所掌事務に関する重要な方針の決定について長官を輔佐する。

5 長官官房及び各部に、長官官房及び各部を通じて調査官十八人以内を置く。

6 調査官は、命を受け、専門的事項の調査に參與する。

第十三條 長官官房に、官房長一人を置く。

2 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(日本銀行法の改正)

第二條 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條ノ四第二項第三号中「經濟審議庁」を「經濟企圖庁」に改める。

(國家行政組織法の改正)

第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 總理府の項中「經濟審議庁」を「經濟企圖庁」に改める。

(總理府設置法の改正)

第四條 總理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「經濟審議庁」を「經濟企圖庁」に改める。

第十八條の表中「經濟審議庁」を「經濟企圖庁」に、「經濟審議庁設置法」を「經濟企圖庁設置法」に改める。

(国土総合開発法の改正)

第五條 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

本期中「經濟審議庁長官」を「經濟企圖庁長官」に改める。

(資源調査法設置法の改正)

第六條 資源調査法設置法(昭和二十七年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「經濟審議庁長官」を「經濟企圖庁長官」に改める。

(電源開発促進法の改正)

第七條 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項第五号中「經濟審議庁長官」を「經濟企圖庁長官」に改める。

(鉄道敷設法の改正)

第八條 次の各号に掲げる法律の規定中「經濟審議庁長官」を「經濟企圖庁長官」に改める。

調査、企画を行うものとする。第三に、賠償関係事務の増加に伴い、賠償及び国際協力に関する規定を整備す

昭和三十年六月二十五日 衆議院會議第三十三号 あへん特別会計法案外三案

ること、第三に、統計事務を強化するため、指定統計の実施及び業務統計の総合調整事務を大臣官房に統一的行われめること、第四に、受託工事並びに試験研究の範囲及び対象を拡充すること、第五に、建設省の所管に属する建設工事用機械の貸付等に関する規定を設けること等であります。

○議長(森谷秀次郎) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議員(森谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまし

た。

あへん特別会計法案、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律案、国税徴収法の一部を改正する法律案、たばこ専売法等の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原君之次君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森谷秀次郎) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議員(森谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

あへん特別会計法案(内閣提出)

輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律案(内閣提出)

国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出)

たばこ専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森谷秀次郎) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、あへん特別会計法案、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律案、国税徴収法の一部を改正する法律案、たばこ専売法等の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

による手数料及び附随雑収入をもつてその歳入とし、あへんの収納又は輸入の代金、事務取扱費、同法第三十三条の規定による災害補償金、同法第四十七条の規定による交付金、一時借入金の子利その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、この会計の資本に充てるため、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第五条 厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、次の書類を添付しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及

び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(損益の処理)

第八条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。

ただし、その損失の額が積立金の額を超過するときはその超過額を、積立金がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越として整理するものとする。

(剰余金の繰入)

第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十条 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(剰余金の預託)

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

四〇八

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(剰余金の預託)

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

(一時借入金の借入及び償還事務)

第十四条 前条に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十五条 この会計の負担に属する一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の際、一般会計に所屬するあへんは、この会計に引き継がれるものとする。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一号中第十二号を第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 あへん特別会計の経理を行うこと。

4 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国立病院特別会計」の下に「あへん特別会計」を加える。

〔報告書は会議録に添付〕

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)、物品税法(昭和十五年法律第四十号)、揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)、地方道路税法(昭和三十年法律第 号)又は骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)(以下「酒税法等」という。)及び国税則取銷法(明治三十三年法律第六十七号)の規定において

昭和三十年六月二十五日 衆議院會議録第三十三号 あへん特別会計法案外三案

て定めるもののほか、輸入する物品に対する内国消費税の課税、徴収及び免除等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「内国消費税」とは、酒税法等の規定により課される酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税又は骨牌税をいふ。

二 「内国消費税課税物品」とは、酒税法第二条第一項(定義)に規定する酒類、砂糖消費税法第一条課税物件に規定する砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条課税物件に規定する物品、揮発油税法第二条第一項(定義)に規定する揮発油(同法第十五条「揮発油」とみなす場合)の規定により揮発油とみなされる物を含む。又は骨牌税法第一条課税物件に規定する骨牌をいふ。

三 「保税地域」とは、関税法(昭和二十九年法律第六十二号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいふ。

四 「輸入」とは、関税法第二条第一号(定義)に規定する輸入をいふ。

第三条 内国消費税課税物品を保税地域以外の場所から輸入する場合、その輸入を保税地域からの

引取となして酒税法等の規定を適用する。

(郵便物の内国消費税の納付等)

第四条 内国消費税課税物品を内容とする郵便物を輸入する場合に、保税地域からの引取の際の申告書に關する酒税法等の規定は、適用しない。この場合において、税関は、その内国消費税の額を郵政官署に通知しなければならぬ。

2 郵政官署は、前項の通知を受け、たときは、郵便物を交付する前に、その内国消費税の額を名あて人に通知しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取りとする者は、政令で定める場合を除くほか、当該郵便物を受け取る際、印紙をもつてその内国消費税を納付しなければならない。

(保税運送等の場合の免税及び徴収)

第五条 内国消費税課税物品を関税法第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)の規定により保税工場以外の場所に出し、又は同法第六十三条第一項(保税運送)の規定により保税地域から運送する場合に、政令で定めるところにより、その際に課すべき内国消費税を免除する。ただし、第三項の規定の適用がある場合において

2 税関長(関税法第七十七条税関長の権限の委任)の規定によりその権限の一部を委任された税関支隊長を含む。以下第十三条において同じ。は、関税法第六十一条第二項(保税工場外の保税作業の場合

の担保)又は第六十三条第二項(保税運送の場合の担保)の規定により担保を提供させることができる場合には、当該担保に係る物品に課すべき内国消費税額に相当する担保を提供させることができる。

3 第一項本文の規定の適用を受けた物品について関税法第六十一条第五項(指定期間の経過による関税の徴収)又は第六十五条(運送の期間の経過による関税の徴収)の規定により関税を徴収する場合に、当該関税の納税義務者から、直ちにその内国消費税を徴収する。

(輸入の許可前における引取)

第六条 砂糖消費税法第六号、揮発油税法第十三号、地方道路税法第九号第二項及び骨牌税法第九号(未納税品の引取制限)の規定は、関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取)の規定により内国消費税課税物品を引き取る場合には、適用しない。

2 関税法第七十三条第一項の規定により引き取る内国消費税課税物品の当該引取により徴収すべき内国消費税は、当該物品について同法第八十二条第二項(納税の告知)の規定により指定された関税の納期日において徴収する。

3 前項の規定の適用を受ける物品については、関税法第七十三条第一項の規定により関税額に相当する担保を提供する際、当該物品について課すべき内国消費税額に相当する担保を提供しなければならぬ。

(免税)

第七条 次の各号に掲げる物品で当該各号に規定する規定により関税を免除するものについては、政令で定めるところにより、その内国消費税を免除する。ただし、第三項の規定の適用がある場合において、この限りでない。

一 関税法第十四号(明治四十三年法律第五十四号)第十四条第一号から第四号まで、第七号から第九号まで又は第十三号(無条件免税)に掲げるもの。

二 関税法第十五条第二項第一号から第三号まで又は第九号(特定用途免税)に掲げるもの。

三 関税法第十六条第一項各号(外交官用貨物等の免税)に掲げるもの。

四 関税法第十七条第一項第一号又は第四号から第十号まで(再輸出免税)に掲げるもの。

2 税関長は、前項第四号の規定により内国消費税を免除する場合に、必要があると認めるときは、その免除に係る内国消費税額に相当する担保を提供させることができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる物品について関税法第十五条第二項(特定用途免税物品の用途外使用の場合の徴収)、第十六条第二項(外交官用等免税物品の用途外使用の場合の徴収)又は第十七条第三項(再輸出免税物品の用途外使用の場合の徴収)の規定により関税を徴収する場合には、当該関税の納税義務者から、直ちにその内国消費税を徴収す

る。この場合において、同法第十五条第二項ただし書(劣貨等の場合の軽減)又は第十六条第二項ただし書(減額)等の場合の軽減の規定により関税を軽減するときは、政令で定めるところにより、これらの規定に準じてその内国消費税を軽減することができる。

(担保の種類)

第八条 第五項第二項、第六項第三項又は前条第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 金銭
- 二 国債及び地方債
- 三 税関長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む)
- 四 税関長が確実と認める保証人の保証

2 前項の担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

(担保の処分等)

第九条 第五項第二項、第六項第三項又は第七項第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて内国消費税の納付に充てることができる。

2 第五項第二項、第六項第三項又は第七項第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに内国消費税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて内国消費税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分

してその代金をもつて内国消費税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して内国消費税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金をもつて徴収すべき内国消費税及び処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき内国消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、保証人に対して滞納処分を行

4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者となす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第五項第二項、第六項第三項又は第七項第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第十條 輸入した内国消費税課税物品の品質又は数量等が契約の内容と相違することによりこれを返送のため輸出する場合において、当該物品につき関税法第二十條(違約品の返送の場合のものに就く)の規定により関税額に相当する金額を払いもつこととなるときは、政令で定めるところにより、

その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

(罰則)

第十二条 偽りその他不正の行為により前条の規定による内国消費税額に相当する金額の還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえる当該相当額の十倍以下とすることができる。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(犯罪事件の調査及び処分)
第十三条 内国消費税課税物品の輸入に係る内国消費税の犯罪事件の調査及び処分については、税関長又は税関職員を税関局長若しくは税務署長又は税関官吏とみなして、国税犯則取締法の規定(同法第十一條土地建物等)の規定を除く)を適用する。

2 国税犯則取締法第十一條第五項(先着手した税関官吏への引継)の規定は、前項の犯罪事件を国税庁、国税局又は税務署の税関官吏及び税関職員が発見した場合において準用する。この場合において、「所轄税務署ノ税関官吏」とあるのは、所轄税務署ノ税関官吏(税

関職員が最初二発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員)と、「所轄税関局ノ税関官吏」とあるのは、所轄税関局ノ税関官吏(税関職員が最初二発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員)と読み替へるものとす。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 酒税等ノ徴収ニ関スル法律(明治四十四年法律第四十五号)は、廃止する。

3 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた内国消費税については、なお従前の例による。

4 旧酒税等ノ徴収ニ関スル法律第二條の規定の適用を受けた運送及び同条の規定により提供された担保は、第五項第一項の規定の適用を受けた運送及び同条第二項の規定により提供された担保とみなす。

5 第六項第二項の規定は、この法律の施行後に同法第七十三條第一項の規定により引き取る内国消費税課税物品(物品税法第一條に規定する物品を除く)について適用する。

6 物品税法の一部を次のように改正する。

第十條第四項を削る。

第十條ノ二第一項中「又ハ第四項及ビ」又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル際を削り、同條第二項中又ハ

7 前項の規定による改正前の物品税法第十條第四項の規定により提供された担保は、第六項第三項の規定により提供されたものとみなす。

8 酒税法の一部を次のように改正する。

第四十五條中「又は」を「若しくは」又は「輸入したこれらのもので同法第六十七條の規定による輸入の許可を受けないもの」に改める。

(報告書は会議録に添付)
国税徴収法の一部を改正する法律案
国税徴収法の一部を改正する法律案
国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四條ノ九中「納税ノ告知」を課税標準ノ決定ノ通知ノ納税ノ告知に改める。

第九條第三項及び第三十一條ノ六第一項中「四錢」を「三錢」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 改正後の国税徴収法(以下「新法」といふ)第九條第三項の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞加算税額について適用する。ただし、当該延滞加算税額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 前項本文の規定を適用する場合において、新法第九條第三項に規

定する

昭和三十年六月二十五日 衆議院會議第三十三号 あへん特別会計法案外三案

- 定する滞納税額がこの法律の施行の際に十万円未満であるとき（前項ただし書の規定により改正前の国税徴収法第九條第八項又は国税徴収法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第六十三号）附則第三項の規定の適用があるときを除く。）は、当該滞納税額に係る延滞加算税額は、当該延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額及び期間に応じ、新法第九條第八項及び第九項の規定に準じて政令で定める簡易延滞加算税額表に掲げる金額による。
- 4 この法律の施行前に国税徴収法第九條第一項の規定による督促状の指定期限を経過した国税に係る延滞加算税額については、同法第六條の規定による告知の日において、前二項の規定により徴収すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。
- 5 新法第三十一條/六の規定は、この法律の施行後に支払い、又は未納の国税若しくは滞納処分費に充当する還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる法律の規定中「四銭」を「三銭」に改める。
- 一 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第五十四條第一項及び第五十五條第一項
- 二 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十六條の五第四項及び第四十二條第一項
- 三 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十一條第一項及び第五十二條第二項
- 四 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）第七十七條第一項
- 五 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第四十條第一項
- 六 砂糖消費税法（昭和三十一年法律第三号）第二十八條第一項
- 七 揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）第十五條の二第一項
- 八 物品税法（昭和十五年法律第四十号）第十四條第一項
- 九 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二十二号）第十四條第一項及び第十五條第一項
- 十 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）第十一條/二第一項
- 十一 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第十八條第一項
- 十二 開税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十二條第一項及び第十三條第一項
- 十三 国税の延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）第二條第二項
- 十四 資産再評価法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第五十九号）附則第四項
- 十五 富納税法を廃止する法律（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
- 附則第二項に次のただし書を加える。
- ただし、その利子税額を計算する場合にその計算の基礎となる税額に要する割合は、その基礎となる税額百円につき一日三銭とする。
- 8 第六項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定及び前項の規定による改正後の富納税法を廃止する法律附則第二項の規定は、この法律の施行後に納付し、又は徴収する利子税額又は加算税額について適用する。ただし、当該利子税額又は加算税額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 9 前項本文の規定を適用する場合において、利子税額があわせて課される所得税、法人税又は相続税の未納に係る税額（延納の許可を受けた相続税の税額のうちの法律の施行の日以後に納期限が到来するものを含む。）が、この法律の施行の際に十万円未満であるとき（前項ただし書の規定により従前の簡易利子税額表に関する規定の適用があるときを除く。）は、当該税額に係る利子税額は、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、第六項の規定による改正後の同項第一号から第三号までの規定する法律の利子税額に関する規定に準じて政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額とする。
- 10 この法律の施行前に納税の告知又は督促をした利子税額について、その告知又は督促の日において、前二項の規定により徴収すべき金額につき当該告知又は督促をしたものとみなす。
- 11 第六項第三号又は第十二号の規定による改正後の法人税法第二十六條の五又は開税法第十三條第一項の規定は、この法律の施行後に支払い、又は未納の国税若しくは滞納処分費に充当する還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 12 次に掲げる法律の規定中「八銭」を「六銭」に改める。
- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一條第三項
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二條第三項
- 三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二條第一項
- 四 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第三十六條第一項
- 五 特別被害者補償法（昭和二十五年法律第七十六号）第三十條
- 六 鉱業法（昭和二十五年法律第二十八号）第九十九號）第八十九條の二第四項
- 七 石油及び可燃性天然ガス資源開税法（昭和二十七年法律第六十六号）第二十二條
- 八 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第七十二條
- 九 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）第十七條
- 十 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十五條第一項
- 十一 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十條第三項
- 十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第八十七條第一項
- 13 前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 〔報告書は会議録追録に掲載〕
- たばこ専売法等の一部を改正する法律案
- たばこ専売法等の一部を改正する法律
- （たばこ専売法の一部改正）
- 第一條 たばこ専売法（昭和二十四年法律第十二号）の一部を次のように改正する。
- 第三十四條第一項に次の後段を加える。
- この小売定価中には、当該小売定価の百分の六に相当する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四條の道府県たばこ消費税の額及び当該小売定価の百分の九に相当する同法第四百六十四條の市町村たばこ消費税の額を含むものとす。
- 第四十一條の二第二項を次のように改める。

四二二

案が提案いたされました。修正案の内容は、過日の民主、自由両党による予算の修正に伴う国税の減税措置によつて生ずべき昭和三十一年度以降の地方

「この法律は、公布の日から施行する。」

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

削り、第十九条を第十六条とし、二十条を第十七条とし、同章を第二章とし、第六章中、第二十一条を

ゆえに政府はさらに一カ年の延長を求めてきたかという点であります。これに対し、政府は、国家財政の規模の縮等の理由により、これらの必要性は、昨年の事情と少しも変わっていないばかりでなく、一そうその必要を増した

を、新法に昭和三十年度に限りこれを停止すること、及びその他若干の条文の整理を内容としているものであります。

を委員長報告の通り決するに賛成の味
君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。
よつて両案とも委員長報告の通り可決

昭和三十年六月二十五日 衆議院會議録第三十三号 議長の報告

本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十九分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 鳩山 一郎君

法務大臣 花村 四郎君

外務大臣 重光 葵君

文部大臣 松村 謙三君

厚生大臣 川崎 秀二君

農林大臣 河野 一郎君

通商産業大臣 石橋 湛山君

郵政大臣 松田 竹千代君

建設大臣 竹山 祐太郎君

國務大臣 大久保 次郎君

國務大臣 川島 正次郎君

出席府委員

總理府恩給局長 三橋 則雄君

經濟審議政務次官 田中 龍夫君

經濟審議政務次官 酒井 俊彦君

外務政務次官 國田 直君

外務省参事官 安藤 吉光君

大藏政務次官 藤枝 泉介君

大藏省主計局次長 正示 啓次郎君

厚生省引揚 田邊 繁雄君

閣議を省略した報告

一、去る二十三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

一、去る二十三日本院は衆議院議員高橋 一君及び参議院議員宮城 タマヨ君が更生保護事業審議会委員に就くことができることを議決した旨内閣に通知した。

一、昨二十四日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の

件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨二十四日内閣から次の報告書を受領した。

社会保険制度審議会設置法第九条の規定に基く報告書

一、去る二十三日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。

内閣委員会

理事 田原 春次君(理事田原春次君去る二十一日委員辭任につきその補充)

社会労働委員会

理事 吉川 兼光君(理事吉川兼光君去る二十一日委員辭任につきその補充)

一、去る二十三日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

渡邊 惣藏君

地方行政委員

丹羽 兵助君

法務委員

細田 綱吉君

大蔵委員

久保田 豊君

文政委員

西村 榮一君

社会労働委員

高村 坂彦君

多賀谷貞雄君

中村 英男君

農林水産委員

松山 義雄君

商工委員

川俣 清吉君

運輸委員

加藤 清二君

大西 正道君

通信委員

権瀬 三郎君

佐藤 榮作君

建設委員

大島 秀一君

仲川房太郎君

予算委員

赤城 宗徳君

宇都宮徳馬君

木村 文男君

福田 越夫君

松浦周太郎君

小坂善太郎君

赤松 勇君

久保田鶴松君

武藤連十郎君

井上 良二君

川上 貫一君

白井 莊一君

大島 秀一君

渡邊 惣藏君

決算委員

生田 幸一君

議院運営委員

山本 幸一君

一、去る二十三日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

内閣委員

和田 博雄君

地方行政委員

川俣 清吉君

法務委員

伊藤 好道君

大蔵委員

大西 正道君

文政委員

川上 貫一君

社会労働委員

井上 良二君

農林水産委員

松浦周太郎君

商工委員

加藤 清二君

農林水産委員

小坂善太郎君

武藤連十郎君

運輸委員

多賀谷貞雄君

商工委員

阿 良一君

河本 健夫君

大島 秀一君

橋本 龍伍君

建設委員

赤松 勇君

予算委員

赤澤 正道君

遠藤 三郎君

丹羽 兵助君

白井 莊一君

高村 坂彦君

山田 幸一君

松山 義雄君

有馬 輝武君

渡邊 惣藏君

石田 幸全君

西村 榮一君

久保田 豊君

仲川房太郎君

橋路 節雄君

議院運営委員

山本 幸一君

一、昨二十四日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

和田 博雄君

地方行政委員

伊藤 好道君

法務委員

大西 正道君

大蔵委員

川上 貫一君

文政委員

渡邊 惣藏君

伊藤 郷一君

社会労働委員

加藤 五郎君

農林水産委員

久保田鶴松君

運輸委員

武藤連十郎君

商工委員

田中 伊三三君

櫻井 奎夫君

建設委員

赤松 勇君

予算委員

宇田 耕一君

生田 幸一君

淡谷 悠藏君

橋路 節雄君

決算委員

大田 正孝君

議院運営委員

石田 幸全君

一、昨二十四日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

内閣委員

櫻井 奎夫君

地方行政委員

川村 義義君

法務委員

大田 正孝君

大蔵委員

橋路 節雄君

文政委員

加藤 五郎君

社会労働委員

大西 正道君

農林水産委員

石田 幸全君

商工委員

久保田 豊君

運輸委員

上林山榮吉君

建設委員

伊藤 郷一君

予算委員 櫻内 義雄君 倉石 忠雄君 太田 正孝君 赤松 勇君 久保田 勲松君 伊藤 好道君 福田 昌子君 武藤 運十郎君 渡邊 惣蔵君 川上 貫一君 決算委員 生田 宏一君 議院運営委員 田中 伊三三君 山本 幸一君 一、昨二十四日行政監察特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 南 好雄君 (理事倉石忠雄君昨二十四日委員辞任につきその補欠) 一、昨二十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 行政監察特別委員 白井 莊一君 倉石 忠雄君 一、昨二十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 酒野 清吾君 南 好雄君 一、去る二十三日議員から提出した議案は次の通りである。 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 (大矢 省三君外四名提出) 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (高橋等君外百十一名提出) 一、去る二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。 在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案 (高岡大輔君提出、衆法第二五号) 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会 付託	一、去る二十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 所得税法の一部を改正する法律案 法人税法の一部を改正する法律案 租税特別措置法等の一部を改正する法律案 会計検査院法の一部を改正する法律案 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案 出入国管理令の一部を改正する法律案 一、去る二十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案 (高岡大輔君提出) 一、去る二十三日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 一、去る二十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (高橋等君外百十一名提出) 一、昨二十四日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 一、昨二十四日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。	農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 一、昨二十四日内閣から次の議案を撤回する旨の申出があつた。 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 一、去る二十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 国鉄サービス改善に関する質問主意書 (並木芳雄君提出)
--	--	--